

令和6年度
空家等対策事業の実績について

利活用(空き家バンクについて)

【空き家登録物件】

- ①R 6 年度末 累計登録件数 50 戸 (抹消済み含む)
- ②R 6 年度 新規登録件数 6 戸

登録状況 15 戸 (R 6 年度末)

現状として、**利用希望者数に対して物件登録数が少ない状況。**
物件の確保が課題となっている。

【空き家利用希望者】

- ①R 6 年度末 累計登録者数 126 人 (抹消済み含む)
- ②R 6 年度 新規登録者数 15 人 ※うち**8 人が町内在住者、7 人が町外在住者**

登録状況 41 人 (R 6 年度末) ※マッチング済み含む

希望者の特徴について
賃貸・売買ともに、あまり手のかからない物件を希望されることが多い。

【マッチング】

- ①：依頼件数 8 件

成約状況 5 件 (R 6 年度末)

支払金額を抑えるため、水回りさえ綺麗なら改修をしないでそのまま空き家を利用したいという声も聞くことがある。

空き家等に関する利活用費補助金について

- 当町では空家等の有効活用を促進するため二つの補助制度を設けている。
(同一の空き家に対して 1回限りの補助)
- 愛荘町空家等利活用推進補助金は、愛荘町空家等情報登録制度（空き家バンク）に登録されている物件に限り利用可能であり、所有者・利用者どちらでも利用可能である。補助上限額は200万円で、条件を満たせば加算措置がある。（令和6年度より変更）
- 愛荘町空家等家財道具等処分補助金は、愛荘町空家等情報登録制度（空き家バンク）に登録されている物件に限り、所有者が利用可能で補助上限額は、10万円である

【令和6年度補助実績】

- ▶ 愛荘町空家等利活用推進補助金
3件 補助総額：6,417,000円
- ▶ 愛荘町空家等家財道具等処分補助金
1件 補助総額：200,000円

※利活用推進補助金の3件のうち、
2件は事業利用（出店）であったため
加算措置あり。

加算要件	加算金額
(1)子育て世帯の場合	30万円
(2)町外から町内へ転入する場合	20万円
(3)町内で転居する場合	20万円
(4)多世代が同居する場合	50万円
(5)前住居を除却する場合(転居の場合に限る)	50万円
(6)耐震工事を実施する場合	100万円
(7)指定する区域内へ出店する場合	100万円
(8)指定する区域外へ出店する場合	50万円

空き家等に関する利活用費補助金の活用事例について

■ コミュニティキッチン

「まちのキッチンMACHIKICHI」

(豊満)

弁当や惣菜を販売する店舗として活用されており、営業時間外には地域内の他事業者にもスペースを開放し、多様な用途で活用される拠点となっている。

改修前



改修後



■ コミュニティースペース

「えちか」(愛知川)

年齢や性別、障がいの有無を超えて誰もが集い・挑戦できる共創スペース。カフェやコワーキング、イベントを通して人と人がつながり、新しい価値を生み出している。

改修前



改修後



適正管理(令和6年度 空き家相談にかかる対応済案件)

No.	自治会	相 談 内 容	対 応 内 容 等
1	東出	通学路に面するブロック塀に亀裂と傾きが見られる。小学校の近くであり、多数の自治会登校班が前を通過するため事故を未然に防ぐために撤去もしくは修繕をお願いしたい	家屋所有者に働きかけ、ブロック塀を撤去してもらった。あわせて樹木も歩道に出ないよう剪定してもらった。
2	東出	散歩をされている方から、普段は閉まっている空家の勝手口が開いている。侵入者がいるの疑いがある。	現地を確認すると勝手口が開いていた。侵入者の恐れがあるため東近江警察署に連絡。警察署の許可を得て警察官と空家内を調査した。自治会からの情報では10数年前から空家との事だが、2年前のカレンダーや伝票等があり、誰かがいた様子であった。 家屋所有者に連絡し、状況を伝えたところ「以前にも侵入者がありました」とのこと。 防犯上の問題もあるため空家をきれいにするよう指導し、施錠をしてもらった。
3	岩倉	空家の屋敷畠が雑草だらけになっている。	家屋所有者に連絡を依頼する。今回は自治会役員が除草対応をされた。
4	東円堂	敷地内の樹木が道路に出ている。	家屋所有者に連絡を依頼する。今回は自治会役員が対応をされた。
5	山川原①	庭木が伸び隣家まで入っている。	不動産業者が管理しているため、業者に連絡し枝を切ってもらった。
6	山川原②	庭木が伸び隣家まで入っている。（山川原①）の続き	切った枝を敷地内に積んでおられ、虫が発生したとの連絡を受け持出し処分をしてもらった。